

豊橋版

子どもの貧困を[🌱]考える

学校生活から見える気づきを支援へつなげるために



ココエール

はじめに

平成28年に豊橋市が実施した「子ども調査」によれば、豊橋市の子どもの相対的貧困率は県内平均の5.9%を上回る6.1%でした。

子どもが受ける貧困の影響は、その家庭の自己責任ではないかという意見もありますが、そのことによる子どもへの格差や不平等は少しでも是正されなければなりません。

そのため、学校において気づく様々な視点について、貧困という側面から冊子にまとめましたので、ご活用ください。



子どもの貧困対策の必要性

国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」には、次のように書かれています。

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。

平成26年8月29日閣議決定「子供の貧困対策に関する大綱」より

子どもの貧困対策は、待ったなしの状況です。そして、学校生活のあらゆる場面から貧困の影響を見つめ直すことが求められています。貧困の課題を保護者だけの責任にせず、子どもを第一に考える視点から、今ある支援サービスを、その子どもと家庭に行き届かせることが必要となっています。

貧困状態にある家庭の問題は複雑です。お金がないことだけが貧困の問題なのではないからです。貧困によって人とのつながりが切れてしまうことによる孤立、豊かな体験ができないことによる将来への閉塞感が家庭のなかに横たわります。このような貧困家庭で育つ子どもたちの多くは、自分の人生に夢がもてない状況に陥ります。いや、あえて夢をもたないようにするのです。「諦めなければならないかもしれない夢は、もたない方がいい」—これはある中学2年生女子の言葉です。夢をもたないようにするため、勉強や部活、行事などに無関心を装うようになります。

「松本伊智朗他『子どもの貧困ハンドブック』かもがわ出版2016年」より

学校に期待される役割

学校は、ほぼ全数の子どもを把握することができ、子どもや家庭に必要な支援をする重要な場と考えることができます。また、子どもにとって学校と地域は、最初に出会う身近な社会といえます。



日々、授業や部活動など最前線で子どもと関わる教員は、子どもの姿から家庭の様子を垣間見ることができます。小さな変化を見逃さない教員の目が子どもを救うことにつながります。そこから、学校として情報を共有し、考えていくことができます。



しかし、学校や教員だけでは対応できない複雑な問題が多くあります。そこで学校や教員が福祉制度や関係機関を把握しておくことが重要になります。

そのため、ココエールでは関係機関との橋渡しとして学校や教員を支援していきます。

調査結果からわかる特徴

豊橋市が行った「子ども調査」による数字を紹介します。

※困窮世帯とは、1人あたり手取り収入額が貧困線（年収122万円）以下の世帯をいいます。



◆ 携帯電話・スマホを持っている

	困窮世帯	非困窮世帯
小5	37.0%	33.6%
中2	66.7%	47.0%

子どもの携帯電話・スマホ所持率は家庭の経済状況との関連が低い

◆ 公的機関での相談窓口を知らない

	困窮世帯	非困窮世帯
小5	25.9%	13.7%
中2	20.8%	13.8%

困窮世帯では公的機関での相談窓口を知らない割合が高い傾向がみられる

◆ 公的機関での相談窓口を利用したことがあり役に立った

	困窮世帯	非困窮世帯
小5	14.8%	6.0%
中2	25.0%	8.7%

困窮世帯において公的機関での相談は有益である傾向がみられる

学校における気づきの視点



子どもの貧困対策は、単に経済的困窮だけを支援の対象にしている訳ではなく、家庭環境による子どもの困難な状況を少しでも改善することが目的です。

子どもは、家庭の空気を身にまとって登校してきますが、貧困が子どもに与える影響は見えにくいものです。

例えば次のような視点から子どもの家庭環境を考えてみましょう。そして、感じ取った違和感をそのままにせず、校内で共有しましょう。

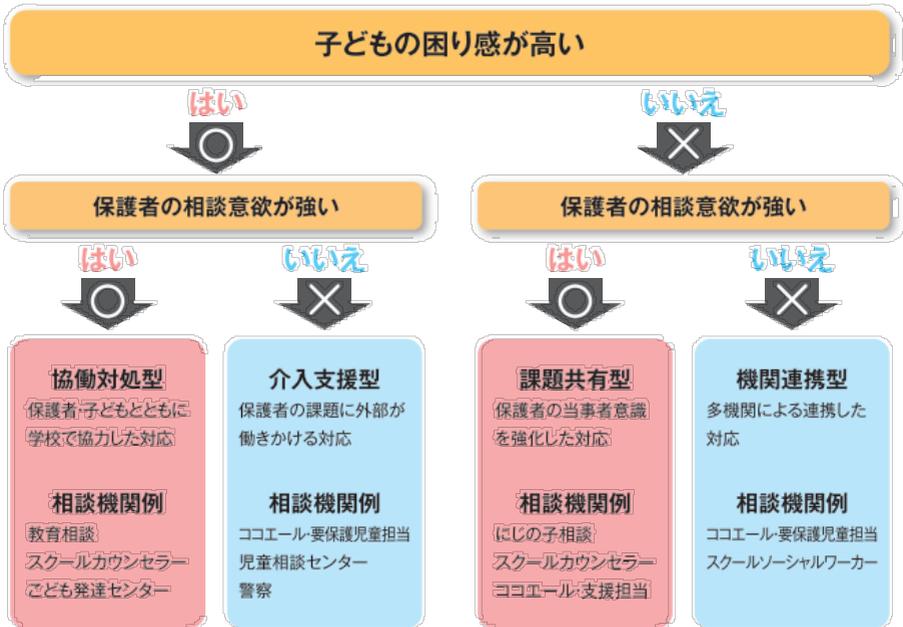
check

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 季節はずれな服装 | もしかしたら家庭内の整理が行き届いていない |
| <input type="checkbox"/> 朝食を食べていない | もしかしたら保護者が多忙で生活に余裕がない |
| <input type="checkbox"/> 身だしなみが整わない | もしかしたら新しい服や靴が買ってもらえない |
| <input type="checkbox"/> 学用品が揃っていない | もしかしたら子どもは保護者に言えず我慢している |
| <input type="checkbox"/> 登下校がひとり | もしかしたら家庭のトラブルで他児との会話を避けている |
| <input type="checkbox"/> 友達の輪に入らない | もしかしたら遊びの誘い、行けない塾の話聞きたくない |
| <input type="checkbox"/> 宿題ができていない | もしかしたら家庭に帰ると宿題をする時間や場所がない |
| <input type="checkbox"/> 集金が遅れている | もしかしたら子どもも集金のことでも過敏になっている |
| <input type="checkbox"/> 元気がない | もしかしたら保護者が病気だったり、父母間にDVがあったりする |
| <input type="checkbox"/> 友達をいじめる | もしかしたら家庭で保護者との時間がなく友達とがうやましい |
| <input type="checkbox"/> 休み明けにけががある | もしかしたら保護者と過ごす時間が長くなると暴力を受ける |

タイプ別の相談機関



子どもの困り感と保護者の相談意欲による、タイプ別の対応と相談機関の一例です。実際には個々の事例により異なる場合があります。



※ スクールソーシャルワーカー (SSW) は学校教育法に基づく職員で、子どもが抱えている不登校・非行・虐待など様々な問題の背景に働きかけを行い、学校生活をより良くしていきます。また、学校では解決できない問題について様々な機関と連携を図り子どもを取り巻く環境に働きかけます。

相談機関の連絡先

保護者自らの相談を中心に対応する機関			
教育相談	にじの子相談	こども発達センター	ココエール・支援担当
33-2115	33-1366	39-9200	51-2855

学校・関係者からの相談や通報・通告に対応できる機関		
ココエール・要保護児童担当	児童相談センター	警察
51-2327	54-6465	54-0110

経済的支援



生活保護制度

生活に困っている家庭が、あらゆる努力をしても、なお生活していけないとき、その世帯の状況に応じて生活費などの不足分を扶助する制度です。支給額は家庭状況に応じて異なりますが、月初めに1か月分が支給されます。

- 問合せ：市役所生活福祉課 ☎51-2350

児童手当 ※所得制限あり

子どもの養育者に対して15歳に達した年度末の3月まで、支給額の4か月分が年3回(2月・6月・10月)に分けて支給されます。

(平成30年4月現在)

区分	3歳未満	3歳～小学校修了前	中学生
第1、2子	15,000円	10,000円	10,000円
第3子以降		15,000円	

- 問合せ：市役所子ども家庭課 ☎51-3161

児童扶養手当 ※所得制限あり

母子・父子家庭等で18歳以下(18歳に達した年度末まで)の児童(一定の障害があるときは20歳未満)を養育している方に、支給額の4か月分が年3回(4月、8月、12月)に分けて支給されます。

(平成30年4月現在)

区分	全部支給される方	一部支給される方
児童1人のとき	42,500円	42,490円～10,030円
児童2人目以降加算額	10,040円	10,030円～5,020円
児童3人目以降加算額(1人につき)	6,020円	6,010円～3,010円

- 問合せ：市役所子ども家庭課 ☎51-2320

就労に関する相談機関

自立に向けた生活と就労の相談	市役所生活福祉課自立支援グループ ☎51-2313
ひとり親の就労の相談	市役所子ども家庭課家庭支援グループ ☎51-2320 ハローワーク豊橋マザーズコーナー ☎52-7193
就労に向けた支援の相談 ※15歳～39歳	とよはし若者サポートステーション (牟呂町 青少年センター内) ☎48-7808

子どもの居場所づくり

子どもの自己肯定感を育てるためには、ここに来て大丈夫、ここに居ると安心、そうした居場所(=自己有用感)を確保することが大切になります。学校は子どもと常に接することができ、子どもの居場所として期待されていますが、学校外においても子どもたちの居場所となる取組みがあります。

豊橋市が行う学習支援

無料

- 対象：家庭の事情等で塾に通えない中学生・高校生
- 内容：宿題や自主学習の教材で勉強します。ボランティアの大学生に質問することもできます。
- 問合せ：市役所こども家庭課 ☎51-3161

豊城校区	豊岡校区	牟呂校区	南陽校区	二川校区
カリオンビル (松葉町二丁目)	豊校区市民館 (西岩田五丁目)	青少年センター (牟呂町東里)	アイプラザ (草間町東山)	視聴覚教育センター (大岩町火打坂)
毎週土曜日	第1・第3土曜日	第2・第4日曜日	第2・第4土曜日	
午後1時30分～午後4時30分				午後1時～午後4時

民間が行う学習支援

名称	開催場所	開催日時
青陵校区 自習室&カフェ talk	老松町 (☎090-3454-1119 鈴木)	毎週月曜日・水曜日・金曜日 午後3時～午後8時 ※利用料1回200円(ドリンク・おやつ付)
牟呂校区 おとなりさん(明照保育園)	牟呂中村町 (☎31-1419)	毎週火曜日・木曜日 午後3時～午後7時

子ども食堂

※開催日時等は、変更する場合もあるので事前に問い合わせ下さい。

※18歳以上など、大人は有料となる場合があります。

(平成30年9月現在)



名称	開催場所	開催日時	子ども料金
飯村校区 豊橋子ども食堂*なかよし	飯村校区市民館 (飯村南四丁目 ☎080-4537-1951 高橋)	毎月最後の日曜日 午後0時～午後1時	無料
新川校区 子ども食堂 ふえりこ	グループホーム フジ (前田中町 ☎37-1209)	第3土曜日 午前11時～午後3時	10円
牟呂校区 こども食堂 おとなりさん	明照保育園 (牟呂中村町 ☎31-1419)	毎週水曜日・木曜日 午後6時～午後7時	250円 要予約
向山校区 みんなの居笑	みんなの居笑 (向山大池町 ☎52-4315)	毎週金曜日 午後4時～午後8時	300円 または お米2合
磯辺校区 ちいきカフェたけのこ	グループホーム たけのこ (駒形町 ☎45-6213)	毎月第3土曜日 午前11時～午後2時	100円

児童虐待かもしれないと思ったら

一般的に貧困世帯において虐待が発生しやすいといわれています。特に、子どもにけが・あざがあるときは、子どもの安全に関わるため早急な対応が必要です。保護者の中には子どものけが・あざについて、「しつけ」と称して体罰を容認していたり、保護者自身が叩かれて育ったからと説明したりすることもあります。



どんな理由であれ、子育てにおいて保護者等による体罰を用いることは虐待にあたります。学校で不審な子どものけが・あざをみつけた場合は、ココエールにまず連絡してください。

1 子どもに不審なけが・あざを発見

児童虐待防止法第5条(児童虐待の早期発見等)

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 管理職に報告

必ず管理職に報告して、できるだけ校内で共有しましょう。

3 本人に確認

話しやすい環境・教員により、誘導せず事実確認をしましょう。

4 本人にも了解を得て写真またはスケッチ

虐待防止という目的のために必要な範囲で、子ども本人にも可能な限り写真撮影についても説明し、撮影する場所にも配慮するなど相当な方法でなされるのであれば、保護者の承諾を得ることなく、写真撮影をしても問題ないと考えます。

久保健二著「児童相談所における子ども虐待事案への法的対応」日本加除出版2016年

5 保護者にも確認

保護者にもけが・あざの把握や経緯を確認し、市役所へ連絡する旨を説明しておく。

6 ココエール(☎51-2327)に通告

通告することについて、虐待の確証がない・保護者との関係が悪化する・さらに子どもへの被害が増すなど、不安やためらい、抵抗感が生じることもありますが、通告は支援の始まりともいわれます。学校や教員が抱えている不安やためらいも含めて、まずはココエールに連絡してください。